

家畜事務取扱要領第 15 節免責により、家畜共済死廃・病傷事故共済金免責を規定する。

(目 的)

組合員は、事業規程の定めるところにより共済加入畜にかかわり、損害の未然防止と共済事故が発生した時は遅滞なくその旨を組合に通知するとともに、発生した損害の拡大防止に努める義務が求められている。近年、畜産諸情勢と飼養形態の変化にともない、管理密度の希薄化が急速に進行している中で、基本的管理や通知義務および損害防止の不履行に起因する事故の多発が懸念されている。

このようなことから、事業の適正な運営と組合員間の公平な事故の取り扱いを目途とし、事故発生通知不履行や損害防止義務違反に対して、一定基準で支払い共済金の免責を行う。

(免責基準及び割合)

1. 死廃事故に対する免責基準及び割合

1) 事故発生通知の遅延による免責

項 目	免責割合
(1) 発病後速やかに通知せず遅延したために事故に至ったと認めた場合。	3 割
(2) 分娩月日より 8ヶ月以上経過して初診を受けた場合（8ヶ月以内に授精し妊娠の判定を受けたものを除く）の繁殖障害（但し、卵管疾患、生殖器の腫瘍を除く）の場合。	5 割
(3) と畜場から 牛伝染性リンパ腫 による全部廃棄の連絡をうけた後、3日以内に組合等に通知がない場合。	1 割

2) 損害防止義務違反による免責

項 目	免責割合
(1) 通常行うであろう程度の管理及び損害防止の処置が不十分により発病、或いは、症状の悪化を招いたと認めた事故の場合。 (ア) 畜舎等の施設の管理 ① 畜舎設備等の管理 畜舎及びその附帯設備（以下「畜舎設備等」という。）の不備による共済事故が発生しないよう、組合員は、定期的に畜舎設備等を点検し、必要な設備を設置し、破損箇所があれば直ちに修繕する必要がある。また、畜舎設備等を適切に使用する必要がある。例えば、ウィンドレス豚舎については、換気システムが停止することのないよう、停電を警報する設備の設置等が求められる。また、暑熱時は、畜舎の適正換気を行うことが求められる。	2 割

<p>② 火災の防止措置</p> <p>組合員は火災の防止措置を行う必要がある。例えば、暖房設備等の点検、野焼きの延焼防止や火の始末等を行うことが求められる。</p>	2割
<p>③ 鳥獣害の防止措置</p> <p>組合員は鳥獣害による共済事故が発生しないよう、対策を講じる必要がある。例えば、野生動物の侵入防止のためにネットやフェンスを設置し、当該設備について破損がないことを定期的に点検することが求められる。</p>	2割
<p>④ 放牧地の管理</p> <p>放牧地において共済事故が発生しないよう、組合員は放牧地の管理・定期巡回を行う必要がある。例えば予想可能で回避しうる自然災害に対しては、待避等の対策をとることが求められる。また、飼養家畜の脱柵による轢死等が発生しないよう、柵やフェンスを設置し、当該設備について破損がないことを定期的に点検することが求められる。</p>	2割
(イ) 飼養家畜の管理	
<p>① 飼養衛生管理</p> <p>組合員は、家畜の飼養衛生管理を行う必要がある。例えば、適正給餌の履行、適正な飼育密度の確保、家畜の健康管理、患畜の隔離、畜舎等の清掃・消毒等が求められる。</p>	3割
<p>② 飼料・飲用水の管理</p> <p>組合員は家畜の適切な飼料・飲用水の管理を行う必要がある。例えば、腐敗等（かび、変敗）飼料、有毒植物、施肥過剰作物の給与による中毒及び盗食の防止が求められる。</p>	3割
<p>③ 搾乳衛生管理</p> <p>組合員はディッピング（乳頭消毒）、器具の消毒等の搾乳衛生管理を行う必要がある。</p>	2割
<p>④ 護蹄管理</p> <p>組合員は、過長蹄等による運動器疾患が発生しないよう、飼養家畜について定期的に削蹄を行う必要がある。</p>	3割
<p>⑤ 繁殖管理</p> <p>組合員は、適切な繁殖管理及び出生子牛の看護を行う必要がある。例えば、受精後 300 日を超える長期在胎については獣医師へ確認を求めること、遺伝性疾患の遺伝子を保有していることが判明している種雄畜を能力向上等の目的で使用しないこと等が求められる。</p>	3割
<p>⑥ 病畜の看護処置</p> <p>組合員は病畜が出た場合には速やかに獣医師の診察を求めるとともに、適切な看護を行う必要がある。例えば、乳房炎及び運動器疾患（関節炎、関節周囲炎等）の慢性疾患については、死廃事故とならないよう早期受診・早期治療が求められる。</p>	3割
*複数該当する場合は、加算した割合とする。但し、6割を限度とする。	
(2) (1) に掲げる管理等の失宜により事故が再発したと認めた。	8割

3) 損害防止処置の指示違反による免責

事故多発農家が以下の損害防止処置の指示に違反した場合。

項	目	免責割合
(1)	組合員はいばらき広域農業共済組合事業規程第59条により通知した事項（去勢その他重大な手術の実施、放牧、家畜市場等への出場等）につき、組合から受けた損害防止の指導に従うことが求められる。	8割
(2)	組合員は、廃用事故となった家畜について残存物価額の低下による損害の増加を防止するため、早期に出荷することが求められる。	10割

- * 3) の事故多発農家とは、自然災害、伝染病等を除き、過去実績等から見て事故低減の傾向がみられない農家を対象とし、過去2ヶ年間の金額被害率のいずれもが、組合の平均を上まわる場合。また、前年度の被害率が組合の平均を上まわり、しかも、当年度の上半期経過中において事故が多発し、組合の平均を上まわる可能性があるとして認めた場合とする。

2. 病傷事故診断書提出遅延に係る免責基準及び割合

病傷事故において、次に該当するものは、基準により共済金の全額又は一部を免責する。

項	目	免責割合
(1)	病傷事故診断書を、 <u>転帰月の翌月から4ヶ月以上から6ヶ月未満経過して提出</u> した場合。	1割
(2)	病傷事故診断書を、 <u>転帰月の翌月から6ヶ月以上から1年未満経過して提出</u> した場合。	5割
(3)	病傷事故診断書を、 <u>転帰月の翌月から1年以上経過して提出</u> した場合。	10割
(4)	<u>病傷事故診断書を、終診月から転帰月までが3ヶ月経過してから提出</u> した場合。	1割
(5)	<u>病傷事故診断書を、終診月から転帰月までが4ヶ月以上から6ヶ月未満経過してから提出</u> された場合。	5割
(6)	<u>病傷事故診断書を、終診月から転帰月までが6ヶ月以上経過してから提出</u> された場合。	10割

3. 適用上の留意点

- * 死傷事故共済金の免責の内、1) の(1)・(2)・(3)の事項に関しては、その実情を十分に調査協議することとする。調査に対しては、連合会と組合が当たることとし、該当組合員に対して免責の決定に関する十分な説明とその後の指導に当たることとする。

附 則

この免責基準は、令和5年3月13日から適用する。

この免責基準は、令和8年4月1日から改正適用する。